

## 金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

### 中小企業信用保険法第2条第6項 危機関連保証による認定申請について

#### ○ 対象中小企業者

- 1 法第2条第6項の規定による経済産業大臣の指定を受けた認定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者であること。
- 2 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

#### ○申請に必要な書類

|   | 書 類                                  | 提出部数 | 法人 | 個人 |
|---|--------------------------------------|------|----|----|
| 1 | 認定申請書                                | 2通   | ●  | ●  |
| 2 | 決算書写し(前期分)                           | 1通   | ●  |    |
| 3 | 所得税確定申告書の写し                          | 1通   |    | ●  |
| 4 | 最近1カ月間の月別売上が確認できるもの(試算表等)            | 1通   | ●  | ●  |
| 5 | 4の期間後2カ月間の月別見込み売上が確認できるもの            | 1通   | ●  | ●  |
| 6 | 4及び5の期間に該当する前年同期の月別の売上が確認できるもの(試算表等) | 1通   | ●  | ●  |

#### ○代理申請

中小企業者以外の人(金融機関等)が申請手続きを行うときは、委任状が必要です。

#### ○問合せ

高崎市商工観光部商工振興課金融担当 (高崎市庁舎13階)

TEL 027-321-1258